

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」進捗管理シート(経済産業省)

| | | | |
|--|--|-----------------------------|---|
| 対策の柱立て(大区分) | Ⅱ. 成長による富の創出 | 担当部局 | 中小企業庁 厚生労働省 農林水産省 |
| 対策の柱立て(中区分) | 2. 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策 | | |
| 対策の柱立て(小区分①) | (1) 中小企業・小規模事業者等への支援 | 担当課 | 中小企業庁事業環境部財務課 厚生労働省健康局生活衛生課 農林水産省食料産業局企画課 |
| 対策の柱立て(小区分②) | ②経営改善・事業再生支援、資金繰り支援 | | |
| 対策における施策の名称 | 商業・サービス業中小企業の経営改善のための設備投資を促進する税制措置<税制> | | |
| (事業名) | 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設 | 新規/既存 | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存 |
| 平成24年度補正予算額 | | 一般会計/特別会計 (特会の場合には名称も記載) | |
| 事業の内容 (予算については、 予算の使途及び 予算を交付等する対象者 を明記) | 青色申告書を提出する中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業(卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業(これらのうち性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く。))の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができる(所得税についても同様とする。) | | |
| 実施方法 | <input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 貸付金 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| アウトプット指標(進捗指標) | (アウトプット指標による目標) | | |
| アウトカム指標(効果指標) | (アウトカム指標による目標) ・本税制措置による経済波及効果 1年間で最大4610億円 | | |
| 事業の進捗状況 予算の執行状況 (進捗実績、 今後のスケジュール) | 平成25年1月29日に閣議決定された「平成25年度税制改正の大綱」において、上記の税制措置が盛り込まれ、これに基づいた平成25年度税制改正法が3月29日に成立、4月1日に施行された。 | | |
| 執行早期化のために 講じている工夫 | | | |
| 事業に関するURL (事業実施場所、補助先等) | | | |